

## 第9回 筑前町農業委員会総会 会議録

1. 開催日時 平成28年12月5日(月) 午後3時から午後5時15分
2. 開催場所 コスモスプラザ2階 視聴覚室
3. 出席委員 (20名)

持山 英幸	会長	平田 昇	委員	
平山 正行	会長代理	北村 博美	委員	
井上 治康	委員	上田 忠夫	委員	
北原 康徳	委員	行武 芳明	委員	(欠席)
岡部 貢	委員	矢野 榮	委員	
倉掛 正則	委員	藤井 貢	委員	
平山 雅章	委員	八尋 徳幸	委員	
川上 富男	委員	下村 喜美子	委員	
山本 政明	委員	行武 勇吉	委員	
山口 弘行	委員	池松 和義	委員	
メ野 芳江	委員			

### 4. 付議事項

#### 議事

- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 報告第2号 経営主変更承認届について
- 議案第1号 平成28年12月期農用地利用集積計画の審議について
- 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について(県知事処分)
- 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について(県知事処分)

#### その他

### 5. 議事録署名人に指名された委員の氏名

平山 正行 委員、 井上 治康 委員

### 6. 事務局出席者

事務局長 近藤 亮太、 係長 谷口 謙司、 メ野 明子

(会議経過)

発言者	議題・発言内容・決定事項
事務局	<p>ただ今から、平成28年度第9回筑前町農業委員会総会をはじめさせていただきます。</p> <p>なお、15番 行武芳明委員から欠席届が出ておりますが、現在の出席数は委員定数21名の過半数を超えておりますので総会は成立しております。</p> <p>それでは、農業委員憲章を全員で読み上げたいと思いますので、ご起立の程よろしくお願い致します。</p> <p>(全員で農業委員憲章を読む)</p>
事務局	<p>ご着席をお願いします。</p> <p>次第2、会長挨拶でございます。会長よろしくお願い致します。</p>
会長	<p>(会長挨拶)</p>
事務局	<p>ありがとうございます。</p> <p>続きまして、次第3 議事録署名人の指名です。会長よろしくお願い致します。</p>
会長	<p>議事録署名人の指名を致します。1番 平山正行委員と2番 井上委員にお願いを致します。</p>
事務局	<p>よろしくお願い致します。それでは次第4 付議事項に移りますが、ここからは会長が議長として議事を進めていただきますのでよろしくお願い致します。</p>
議長	<p>それでは、付議事項にはいります。</p> <p>報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より説明をお願い致します。</p>
事務局	<p>議案書1ページをお開き下さい。</p> <p>報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、農地法第18条第6項及び農地法施行規則第68条の規定により、通知があったのでここに報告する。貸借の終了18条通知。本日付、会長名でございます。</p> <p>(報告第1号 番号1～番号3を読み上げる)</p>
事務局	<p>以上ご報告申し上げます。</p>
議長	<p>報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局の説明が終わりました。これから質疑に入りますが、質問をされるかたは挙手のうえ委員席番号と氏名を述べて発言をお願い致します。</p> <p>それでは、報告第1号について何か質問はございませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議長	<p>ないようでございますので、報告第1号は承認されたものとして次に参ります。</p> <p>報告第2号 経営主変更承認届について、事務局より、説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書2ページをお開きください。</p> <p>報告第2号 経営主変更承認届について、上記について次のとおり報告する。本日付、会長名でございます。理由、経営主変更承認届が提出されたので報告する。</p>

	(報告第2号 番号1を読み上げる)
事務局	以上ご報告申し上げます。
議長	報告第2号 経営主変更承認届について、事務局の説明が終わりました。 それでは、報告第2号について何か質問はございませんか。
	(質問なし)
議長	ないようでございますので、報告第2号は承認されたものとして次に参ります。 議案第1号 平成28年12月期農用地利用集積計画の審議について、事務局より説明をお願い致します。
事務局	議案書2ページをお開きください。 議案第1号 平成28年12月期農用地利用集積計画の審議について、上記について次のとおり審議を求める。本日付け、会長名でございます。
	(議案第1号を読み上げる)
事務局	以上の計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上ご提案申し上げます。
議長	議案第1号 平成28年12月期農用地利用集積計画の審議について、事務局の説明が終わりました。 それでは、何か質問はございませんか。
12番	農用地利用集積計画公告概要表について質問ですが・筆単価と全筆単価とありますが、この違いは为什么呢。
事務局	番号3と4の事だと思いますが、筆単価はこの1筆の単価です。全筆単価は4筆合計の単価、金額になります。
議長	他に何か質問はありませんか。
	(質問なし)
議長	ないようでございますので採決に移ります。 議案第1号に賛成の方は挙手をお願い致します。
	(全員賛成)
議長	議案第1号は全員賛成にて可決を致します。次に参ります。 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請についての、番号1について審議にはいります。事務局より説明をお願いします。
事務局	議案書7ページをお開きください 議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について 4条知事許可分 本日付 会長名でございます。 理由 農地法第4条第1項の規定による許可申請書が農地法施行令第7条第1項の規定により提出されたので、審議を求める。

	(番号1を読み上げる)
事務局	<p>引き続き補足事項につきまして、説明いたします。</p> <p>道路拡張工事により、現在、申請人の使用している農業用倉庫を取り壊すため、新たに農業用倉庫を建築する必要が生じています。建築面積144㎡の倉庫及び育苗スペース、車両の駐車場等の確保の為に転用申請となっています。</p> <p>次に転用許可基準ですが、立地基準につきましては、申請地は、北側に農地の広がりがあり、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、農地の区分は第1種農地と判断します。第1種農地は原則不許可であります。既存の集落に接続して建築される倉庫であることから、第1種農地の不許可の例外規定に該当すると考えます。</p> <p>一般基準につきましては、申請の目的、実現の確実性、周辺農地への営農条件の支障については、申請の添付書類にて確認しております。以上、ご提案申しあげます。</p>
議長	<p>議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請についての、番号1について、事務局の説明が終わりました。</p> <p>現地調査を行った結果について、担当委員から報告をお願いします。</p>
14番	<p>今、事務局が言われた通りですが、386号のバイパスで倉庫が全部引っかけますので、農業機械等を入れるための新しく倉庫を建てられるとの事です。以上です。</p>
議長	<p>会長代理から補足説明がありましたら、お願いします。</p>
会長代理	<p>別にありません。</p>
議長	<p>それでは、事務局の説明、現地調査報告等について、ご質問はございませんか。</p>
20番	<p>譲渡人と申請人が同じ名前が記入されています。後、譲渡人と記入されているので誰かに譲渡するのでしょうか。説明をお願いします。</p>
事務局	<p>すみません。この用紙の書き方なんです。今までこの様式を使っていますが、4条です。で渡し人も受人も同じ所有者自身の転用になります。今回、私も思ったんですが、このカッコしての譲渡人というは消しても差しつかえないのではないかと思いますので、次回からは消させていただきます。</p>
議長	<p>他に何かありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議長	<p>ないようですので、採決に移ります。</p> <p>議案第3号の番号1に賛成のかたは挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p>
議長	<p>議案第2号の番号1は、全員賛成にて可決を致します。</p> <p>次にまいります。議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についての番号1について、事務局より説明をお願い致します。</p>
事務局	<p>議案書8ページをお開きください。</p> <p>議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について 5条知事許可分 本日付会長名でございます。</p>

事務局	<p>理由 農地法第5条第1項の規定による許可申請書が農地法施行令第15条第1項の規定により提出されたので、審議を求める。</p> <p>(番号1を読み上げる)</p> <p>引き続き補足事項につきまして、説明いたします。</p> <p>譲受人は現在、借家住まいですが、子供の成長に伴い手狭となっているため、譲渡人から申請地110㎡を購入し、一体利用する宅地165㎡を合せて住宅を建築する目的での転用申請です。建物としましては、木造平屋建て、建築面積100.2㎡の住宅を建設される計画です。</p> <p>次に転用許可基準ですが、立地基準につきましては、申請地は、南側に農地の広がりがあり、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、農地の区分は第1種農地と判断します。第1種農地は原則不許可であります。既存の集落に接続して建築される住宅であることから、第1種農地の不許可の例外規定に該当すると考えます。</p> <p>一般基準につきましては、申請の目的、実現の確実性、周辺農地への営農条件の支障については、申請の添付書類にて確認しております。以上、ご提案申し上げます。</p>
議長	<p>議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についての、番号1について、事務局の説明が終わりました。</p> <p>現地調査を行った結果について、担当委員の会長代理から報告をお願いします。</p>
会長代理	<p>位置図の6ページを見てもらっていいでしょうか。申請地の下に農地がずーっとあるんですが、ここに30cmのU字溝があり農業用水路として作ってあります。農業用水路ですので稲の時しか水が流れない水路ですね。ですから宅地に入る雨水についてもこれに流さないでこの上に申請者の両親が住んでありますので、その雨水を流す設備を使って流して頂くようお願いしております。一応、上水道下水道に接続となっておりますが、現在ここにはまだ設備がありません。今、申請をされていますので、できればそこに流し、それまでの間は、上水道はポンプで、下水道については両親の所に来ていますので、当面はそこに接続をして流すという事で農地には迷惑は掛からないというふうに話しをしております。以上です。</p>
議長	<p>それでは、事務局の説明、現地調査報告等について、ご質問はございませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議長	<p>ないようですので、採決に移ります。</p> <p>議案第3号の番号1に賛成のかたは挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p>
議長	<p>議案第3号の番号1は、賛成多数にて可決を致します。</p> <p>次にまいります。議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についての番号2について、事務局より説明をお願い致します。</p>
事務局	<p>(番号2を読み上げる)</p> <p>引き続き補足事項につきまして、説明いたします。</p> <p>譲受人は自動車整備業を営んでおり、筑前町朝日にある事業所の売却に伴い代替地として、申請地を購入して駐車場として利用する目的での転用申請です。</p> <p>尚、他の法令の許可申請はありません。</p> <p>次に転用許可基準ですが、立地基準につきましては、申請地は、西側におおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地と判断します。第1種農地は原則不許可であります。隣接する既存の敷地の拡張ということで、拡張に係る申請</p>

	<p>地の面積 905 m<sup>2</sup>が、既存の施設の敷地面積 2,831.74 m<sup>2</sup>の 2分の1 を超えない転用であることから、第1種農地の不許可の例外規定に該当します。</p> <p>一般基準につきましては、申請の目的、実現の確実性、周辺農地への営農条件の支障については、申請の添付書類にて確認しております。以上、ご提案申しあげます。</p>
<p>議長</p>	<p>議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についての、番号2について、事務局の説明が終わりました。</p> <p>現地調査を行った結果について、担当委員が今日は欠席ですので、会長代理から報告をお願いします。</p>
<p>会長代理</p>	<p>位置図の9ページを見てもらっていいでしょうか。申請地は真ん中あたりにあります。左側にカーブした水路があります。申請地の横に田んぼと畑があるんですが、田んぼの排水が申請地の田んぼを通して田越して下に降りていく形になっておりますので、申請地にグレーチングの水路を作りますので、横の田んぼ等の排水については横の水路に流すという事で、他の農地については支障はないという事ですので申請の許可をされています。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、事務局の説明、現地調査報告等について、ご質問はございませんか。</p>
<p>9番</p>	<p>まず1つは、今日は担当委員が休みと言われていますが、隣の地区の農業委員の方が立ち会う事は出来ないのでしょうか。それともう1つは疑問なんですけど、現地に行った時に申請者には言いましたけど、上の田んぼの排水をですね、側溝を作って私有地の中に通すというのが、良いのだろうかという事を話しました。私有地の真ん中を通して、世代が変わったらこういう問題がいいか悪いかが多々出てきますよと、安易にですね、こういう事の検討の仕方が現状に合っているかというのが疑問であって、里道の方は確認しましたが、農業用水路は畝越して従来していました。今後はそこを埋め立てるので側溝を作って流しますとしてありますが、中牟田の方でもあったんですが、世代が変わった時に、どのような対処をしてあるのかという事で、現地で話した時に委任状なり何らかの形が必要ではないのかなと、このようなあいまいな記述の仕方でもいいのかなというのがありました。</p>
<p>事務局</p>	<p>まず、1つ目の担当委員につきましては、今日の11時頃、お電話を頂いて体調が悪いので病院に行かせて頂くと連絡がありました。近隣の方に連絡をするという事に頭が回らなかったもので、次回はですね、そこまで把握されているかは別として、早目にご連絡頂いている場合についてはですね、引き継ぎ、若しくは申し送りをして近隣の農業委員にご迷惑をかけることがあるかも知れませんが、その時はよろしくをお願いします。もう1つ排水路の件なんですけど、転用に条件の1つにですね、周辺農地の営農条件に支障がないかというのがございまして今回ここにつきましては、排水が今まで田越して行っていたのをグレーチングで行くようにしますと、逆に言えば、これが無いと転用の申請は周辺の農地に対して支障があるという事で許可が出ないです。ただ、言われるように代替わりした時、という事についてはですね、県の方が最終判断をするんですが、県の方から一筆同意書等を取るとの指導は特にありません。ただしですね、以前ありましたけど袋地になってしまうような農地に関してはですね、囲繞地通行権というのがございまして、必ずその土地を歩いていいですよという同意書を県の方から許可申請を出すにあたって求められます。今後、こういう水路に対してもですね、そういった一筆求めるかどうかというのは、県の判断もございしますが、農業委員会の独自判断で必要に応じてとる事も差しかえないのではないかと思いますけど、現時点では申請書にそこまでは求めていないです。以上です。</p>
<p>9番</p>	<p>今言われた事は確かにそうかもしれませんが、現場の対応として臨機応変にこういう時はこういう物がありますよと、いう事までをしないと意味がないのではないですか。だから、法的には県が言ったからこうしますではなく、地元の農業委員とかそういうものが同意したとしてもですよ、お墓があって今上段の方は米・大豆しか作っていませんよ、水田されていま</p>

	<p>すよという事ですけど、あくまでも畑であっても水田してあるなら、田じゃないですか、たった30ぐらいの側溝を付けてですよ、他人の土地の真ん中を通してこんなですよと言うのがですね、今日も申請者に話しましたが、実際にこういう事がありますよと、お宅たちは仲がいいかも分かりませんが、他の方に渡った時にどうなりますか、と言う事まで追求したところですね努力された跡があつてのことならいいんですが、何も言われなくて、法的に何もなくて、そういう所までうたっていないとかなの話ではなく、現場で話しがあった時に対応するのが農業委員会ではないんですか。法的だけではないのではないですか。</p>
事務局	<p>言われる通りだと思います。水路に関してはですね、ここだけには限らずですが、この間も当所の所でも水路を回してくれと言う事で回していると思います。ケースバイケースの判断でそういった事を求めるのもいいですし、今回、この場で決めてしまって、次回からは一筆同意書を取るようにしようというの、構わないと思っています。</p>
9 番	<p>この土地の真ん中を、今言っている所を明確にして下さいと、言っているだけです。</p>
事務局	<p>明確にという事は、所有者の方にここに水路を通しますという事の同意書をということでしょうか。</p>
9 番	<p>そうです。とりあえず、そうなんですけど、これから先、今言われたような話は、次回でもいいんですけど、今回ののは、真ん中ですよ、端側であればあまり影響はないでしょうが、ど真ん中を通るからですね、ここに倉庫か何か建てるんですよ。</p>
事務局	<p>ここは更地です。確かに一筆記入してもらったとしても、所有者が変わられた時については、どこまで、法的に権利があるかは難しいと思います。とりあえず今回、追加書類という事で、譲受人に一筆頂くようお願い致します。</p>
6 番	<p>だいたい、こういう場合はですね、本当は水路を分筆をして残すのが最高です。業者がそこまでしないといけません。そうするとその水路は将来残ります。そうすれば、確約書等がなくても問題はないです。普通は不動産屋が水路がある所はそこまでの訳です。ところが、今現在実際の水路としてないからこのようになっていっていると思います。だからそこを、分筆費用が掛かるから業者もしたくないかもしれませんが、最終的に何も無いようにするのなら水路として残すか、例えば将来的にこちらの田んぼが宅地になる場合はその水路がいなくなったら、水路が誰のものかとなりますが、分筆をしていけば将来的に問題はないと思います。</p>
議 長	<p>分筆していれば誰のものにもならない訳ですね。宅地にした場合は、図面として残るだけですね。他の方の意見はありませんか。</p>
20番	<p>先程、6番が言われた方法が、一番最善だと思います。説明して頂きたいのは、位置図10ページのグレーチングというのは側溝ですか、トンネルですか・・・蓋付U字溝ですかね・・・私も結局、転用される方の持ち主がかわって、住宅等が出来た時には邪魔になるという事で、おそらく上の田んぼの方の権利はなくなるといいますので、また、上の方とが宅地に転用した場合には、排水路は確保しないとイケないと思います。それで、きちんと解決しないとなかなか難しいと思います。</p>
10番	<p>先程からいろいろな話が出ていますが、まず、この農地を転用するという事ですが、これは水が関係していますので、そのこの地区の区長さんとか水利委員さんの印鑑は貰ってあると思います。地元の許可を得てこういった事をされているのだらうと思います。という事は水利委員さんも、この水をグレーチングして下に水を通すのだらうと思うんですよ。という事は、水利委員さんが中に入っていれば地区には残りますよ。最終的にまわりが全部宅地になり住宅ができる、そして水がいなくなった時に改めて、話し合い等を行うことになると思います。地</p>

	<p>区の方の承諾をもらっているので、グレーチングをして水を通すと話が出来ているんじゃないかと思います。だから最終的にずっと残るとおもいます。</p>
2 番	<p>水路の事ですが、登記をしてないと覚書とかでは不動産取引はですね、申請を出すのはいいんですが、許可を受けずに転売するんですよ。この場合登記上は更地になるので価値があるんですが、実際、真ん中に水路があると、不動産価値が下がります。絶対こういう事は不動産屋は嫌います。どうするかといえば6番が言われるように分筆登記をします。そうしないと後が第3者に対して強くないです。覚書は何にもならないです。不動産業者は転売、転売をします。そこまでしてかないと先では有効にならないです。先々はごたごたの原因になります。農家さんは何も知らないし、はっきり言って、区長さんも水利委員さんも何も知らないです。よっぽど、詳しい方ならこういう事は期限があると分かるでしょうが。これは、ちょっと問題がありますね。</p>
議 長	<p>それでは、いろいろ聞きますと保留にしないといけなくなってきましたね。そういう条件を出して、分筆を出来るかどうかの問題ですね。そうすると、次回するのকাশないのかをはっきりあげてもらわないといけませんね。</p>
10番	<p>これと同じようなことが、森山でも20年ぐらい前にありました。工場の真ん中を水路が、386号を横断して下の田んぼに水が行く水路があったんですが、勝手に工場を作るための水路をつぶしてしまったんです。386号の下の田んぼには水が行かなくなったんですが、前から水路がありましたので復元してくれと話して、工場の真ん中に水路を作らせました。その後、下の田んぼも地上げして、全然水は関係なくなり、後で水路は無くしました。そういう経緯があります。</p>
議 長	<p>そんなふうですね。後には下も地上げして水もいらなくなったと。分筆していたらその分筆した分が誰の物になるかという事ですね。下が地上げして転用した場合はこの問題が出てきます。一概に分筆して下さいとも言われませんね。</p>
2 番	<p>水路が必要ないと言え敷地の所有者がいるので、払い下げをすれば問題はないと思います。分筆していて水路は地主の物というようにして、農家の方が水路は必要ないと分かれば払い下げをすればいいです。そこまでしていないと安全ではないですね。</p>
16番	<p>いろいろと言っておりますが、現場をみて判断をしないとイケないと思います。</p>
議 長	<p>今日、担当委員が欠席なのでその辺の説明が詳しくできませんね。保留にして後日、担当委員と他数名で再度現地確認等を行いますか。</p>
事務局長	<p>たくさんご意見頂いたところでございます。結果的にはですね、この水路がご心配だという現場調査でご意見をお持ち頂いておりましたので、一つ案と致しましては、上の農地の方と譲受人との協議の中できちんとした確約を結んでもらうという形でどうかという事で提案をさせて頂きたいと事務局としては思っております。いかがでしょうか。</p>
10番	<p>今日行って、現地を見て譲受人と話したんですが、上の田んぼの水が流れるところが無いとの事で、計画平面図にも書いてあるように30cmのグレーチングを入れますと言われてあり、上の田んぼの所有者の方と確約もできているとの事なので、正式に話し合いの中で確約書を作成して頂き1部持っておくという形でいいと思います。お互い話をしてからグレーチングを入れるという事なので、保留にするとかの話ではないと思います。</p>
議 長	<p>それでは、採決をします。 議案第3号の番号2に賛成のかたは挙手をお願いします。</p>



議 長	<p>(賛成多数)</p> <p>議案第3号の番号2は、賛成多数にて可決を致します。 次にまいります。議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についての番号3について、事務局より説明をお願い致します。</p>
事務局	<p>(番号3を読み上げる)</p> <p>引き続き補足事項につきまして、説明いたします。 譲受人は現在、隣地の実家住まいですが、子供の成長に伴い手狭となっているため、譲渡人から申請地を購入、及び借り受けて住宅を建築する目的での転用申請です。 建物としましては、木造平屋建て、建築面積145.33㎡の住宅を建設される計画です。 また、他の法令の許可申請はありません。 次に転用許可基準ですが、立地基準につきましては、申請地は、西側に農地の広がりがあり、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、農地の区分は第1種農地と判断します。 第1種農地は原則不許可であります。既存の集落に接続して建築される住宅であることから、第1種農地の不許可の例外規定に該当すると考えます。 一般基準につきましては、申請の目的、実現の確実性、周辺農地への営農条件の支障については、申請の添付書類にて確認しております。以上、ご提案申し上げます。</p>
議 長	<p>議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についての、番号3について、事務局の説明が終わりました。 現地調査を行った結果について、担当の私から報告します。 この物件は2か月ほど前に申請が出ていました。図面の13ページの左側、点線の左側ですね、この土地が相談出来るという話になり、一度申請が取下げられました。今回、相談が出来たという事で再度、申請が出てきました。前に県道がありまして公共上下水道等が通っています。申請地の隣に実家があり子供の独立と申請が出ていて許可をしております。以上です。</p>
議 長	<p>それでは、事務局の説明、現地調査報告等について、ご質問はございませんか。</p>
議 長	<p>(質問なし)</p>
議 長	<p>ないようですので、採決に移ります。 議案第4号の番号3に賛成のかたは挙手をお願いします。</p>
議 長	<p>(全員賛成)</p>
議 長	<p>議案第3号の番号3は、全員賛成にて可決を致します。 次にまいります。議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についての番号4について、事務局より説明をお願い致します。</p>
事務局	<p>(番号4を読み上げる)</p> <p>引き続き補足事項につきまして、説明いたします。 譲受人は、譲渡人から申請地を購入及び借り受けて、集合住宅を建築し、家賃収入を得るための転用申請です。建物としましては、木造2階建て、建築面積232.43㎡の1棟8戸の集合住宅を建設する計画となっています。 次に転用許可基準ですが、立地基準につきましては、申請地は、都市計画法に基づく用途地域となっているところから農地の区分は第3種農地と判断します。一般基準につきましては、申請の目的、実現の確実性、周辺農地への営農条件の支障については、申請の添付書類にて確認しております。以上、ご提案申し上げます。</p>

議 長	議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についての、番号4について、事務局の説明が終わりました。
16番	現地調査を行った結果について、担当委員から報告をお願いします。
議 長	田んぼを作らないとの話があり、集合住宅を建てることになりましたので、その申請です。
会長代理	会長代理から補足説明がありましたら、お願いします。
議 長	先程の番号2の申請と同じで申請地の隣に分筆して農地として残ります。農地に入るための道がなくて現状が隣の田んぼの畔越しで入ってるとの事です。これも、先程と同じように同意書等を取られていた方が良いのではと思います。
議 長	それでは、事務局の説明、現地調査報告等について、ご質問はございませんか。
9番	事務局は基本的にどういように考えてありますか。
事務局	こちらの進入口 残地の分ですよね。同意書を頂くように指示をしております。以上です。
議 長	他に質問はありませんか。
	(質問なし)
議 長	ないようですので、採決に移ります。
	議案第4号の番号4に賛成のかたは挙手をお願いします。
	(全員賛成)
議 長	議案第3号の番号4は、全員賛成にて可決を致します。
	以上をもちまして、本日の報告事項並びに議案の審議はすべて終了致しました。
	続きまして、次第5、次第6、次第7、を順に事務局より説明及び進行をして下さい。
事務局	次第5 その他
事務局	次第6 今後の日程について
事務局	次第7 閉会、閉会のことばを会長代理よりお願い致します。
会長代理	これをもちまして、第9回筑前町農業委員会総会を閉会いたします。
	17:15 終了